

令和7年度 人権教育研究部 第3回研修会

令和7年11月5日(水) 浜北文化センター 小ホール

1 研究部長挨拶 浜松市立船越小学校 菊地 優子

JICA主催の現職教員向け研修「『多文化共生の文化』共創プログラム」に参加した。外国につながる児童生徒をはじめ、どの子供も個性が尊重され充実した学校生活を送るための指導方法について理解を深め、今後の教師としての在り方を見つめ直す貴重な機会となった。

2 顧問校長挨拶 浜松市立新津小学校校長 松山 徹 先生

これまでの研修で、第1回目は浜松市人権啓発センターの事業について、第2回目は浜松市教育センター指導主事による教員の資質に関する講話および人権擁護委員との意見交換をした。今回は静岡県全体の視点から、教員に必要とされる人権意識について多角的に学習してほしい。

3 講話 「教職員に必要な人権意識」

講師 静岡県人権啓発センター 人権啓発指導員 齋藤慶子 様

「人は違う」という認識を人権の根本に据え、違いを認め尊重し、共生する姿勢の重要性を伝えたい。世界人権宣言や日本国憲法で掲げられている権利から、特に子どもの権利条約に焦点を当てる。この条約では、子どもを「一人の人間」として最大限尊重し、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生存・発達の権利」「子どもの意見の尊重」の4原則を基本としている。

ユネスコの調査では、日本の身体的健康度は43か国中1位であるのに対し、精神的幸福度は32位という現状が示された。特に自殺増、虐待、不登校増加が課題である。そして、自殺原因の半数以上は不明であり、周囲の大人が子供の苦悩に気付いていない可能性が指摘されている。教員や大人は、常に「子どもの最善の利益」を吟味し、子どもをかけがえのない「人」として尊重する自覚をもつことが求められる。

相談を受けた際は、安心・安全な環境でしっかり聞き取り、適切に行動することが極めて重要である。現在、生徒指導においても「指導」から「支える」実践へと視点が変化している。子供が自己決定能力を獲得できるようサポートすることが肝要である。浜松市でも権利条約制定準備が進む中、大人たちは、子供の「本音」「困り事」「望むこと」を共に考えるよき理解者となる必要がある。



4 顧問校長挨拶 浜松市立瑞穂小学校校長 戸嶋秀樹先生

人権は、単に違いを認めるだけでなく、その違いを積極的に活かすという一歩踏み込んだ実践が求められる。危険な「排除」の考え方避け、共に違いを活かす方法を考える必要がある。教員自身が子供を大切にし、一人の人として尊重する姿勢を示すことによって、子供たちは相手の人権を尊重し大切にすることを学び、「先生も人、子供も人」という人と人との関係から健全な人権意識を育むことが可能となる。

5 参加体験型人権教育実践報告

○「エージェンシーを育て、自分たちでよりよい学校を創造する学年経営」

浜松市立西小学校 高井 季代子 先生

○「全校道徳 命について考える日」

浜松市立北浜中学校 高山 瑞穂 先生

○「私のハート」

浜松市立浜名中学校 三塚 諒太 先生